湖西市規程第 5 号

湖西市職員希望降格制度実施規程を次のように定める。

令和 8 年 10 月 22 日

湖西市長　田内　浩之

湖西市職員希望降格制度実施規程

（目的）

第１条　この規程は、職員の意向を尊重し希望による降格を承認してこれを職員の人事異動に反映する制度（第８条において「希望降格制度」という。）を実施することによって、職員の心身の負担を軽減し、職務に対する意欲の向上を図り、もって組織の活性化を推進することを目的とする。

（対象職員）

第２条　この規程により、任命権者に降格の希望を申し出ることのできる職員は、湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）第３条第１項に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、同表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）の４級以上の分類に格付けされているものであって、心身の故障、家庭の事情その他の事由（以下「降格申出事由」という。）により、その職責を果たすことが困難であると感じているものとする。

（希望の申出）

第３条　前条の規定による申出は、降格希望申出書（様式第１号）を、人事担当課長を経由し、任命権者に提出することにより行うものとする。

２　前項の場合において、同項の申出に係る降格後の職務の級は、３級とする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りでない。

（申出の承認）

第４条　任命権者は、職員から前条第１項の申出があったときは、降格の適否について判定し、その結果を降格承認（不承認）通知書（様式第２号）により当該職員に通知するものとする。

２　前項に規定する場合において、同項の規定による判定を市長以外の任命権者がするときは、当該任命権者は、事前に市長に協議するものとする。

（降格の時期）

第５条　任命権者は、前条第１項の規定により職員の降格の承認をしたときは、原則

として当該承認をした日以後最初に行う職員の人事異動にこれを反映させるものとする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りでない。

（降格後の給料月額）

第 6 条　前条本文又はただし書の規定により職員を降格した場合における当該職員（次条において「降格した職員」という。）の給料月額は、湖西市職員の給与に関する規則（昭和 39 年湖西市規則第 8 号）第 9 条の規定により決定した額とする。

（降格後の昇格）

第 7 条　降格した職員は、降格申出事由が消滅したときは、昇格の希望を申し出ることができる。

2　前項の規定による申出は、降格申出事由消滅申出書（様式第 3 号）を、人事担当課長を経由し、任命権者に提出することにより行うものとする。

3　任命権者は、職員から前項の申出があったときは、当該職員の昇格の適否の判定を他の職員と同様に取り扱うものとする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りでない。

4　第 4 条第 2 項の規定は、前項の判定を市長以外の任命権者がする場合について準用する。

（補則）

第 8 条　この規程に定めるもののほか、希望降格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

降格希望申出書

年　　月　　日

（宛先）任命権者

（所　属）

（補職名）

（氏　名）

次のとおり降格を希望しますので、承認されたく申し出ます。

１．降格申出事由	
□　心身の故障によるもの □　家庭の事情によるもの □　その他	
２．降格申出事由の詳細	
３．現在の職務の級（該当するものにチェック）及び降格後の職務の級	
現在の職務の級	降格後の職務級
□　８級（部長級） □　７級（課長級） □　６級（課長代理級） □　５級（係長級） □　４級（主査級）	３級（主任級）

様式第２号（第４条関係）

降格承認（不承認）通知書

年　　月　　日

様

任命権者

年　月　日付で申出のありました降格希望に関して次のとおり決定したので通知します。

承　認　・　不　承　認
不承認の場合の理由

様式第３号（第７条関係）

降格申出事由消滅申出書

年　　月　　日

（宛先）任命権者

（所　属）

（補職名）

（氏　名）

年　月　日付で提出した降格希望申出書記載の降格申出事由が消滅し、昇格を希望しますので、次のとおり申し出ます。

１．降格申出事由
２．降格申出事由が消滅した理由等